

武蔵野市第四次住宅マスタープラン策定委員会会議実施要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、武蔵野市第四次住宅マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）の会議の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事務局）

第2条 委員会の庶務は、都市整備部住宅対策課が行う。

（会議の公開）

第3条 会議及びその議事要録は、公開とする。ただし、委員会の決定により、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（傍聴）

第4条 傍聴人の定数は、原則として10人とする。

- 2 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が、職務執行上支障があると認める者
- 4 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。
- 5 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員会の許可を得た者は、この限りでない。
- 6 傍聴人は、委員会の会議を非公開とする委員会の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。
- 7 傍聴人は、すべて委員長からの指示に従わなければならない。
- 8 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、委員会の委員長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の記録)

第5条 事務局は、会議の議事要録を作成しなければならない。

2 会議の議事要録には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事の件名及び概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

3 議事要録は、市ホームページ及び都市整備部住宅対策課にて公開しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、令和元年9月30日から施行する。